

志賀町議会議長交際費の支出に関する基準

平成26年3月31日

議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、志賀町議会議長（以下「議長」という。）の交際等に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 議長交際費は、次の要件に基づき議会を代表し外部との交際に要するもので、議長が必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費をいう。

- (1) 議会の利益に結びつくものであること。
- (2) 議会を代表してのものであること。
- (3) 社会通念上の儀礼の範囲であること。
- (4) 政治若しくは宗教団体又はその類の活動ではないこと。
- (5) 選挙区内の選挙に関連するものでないこと。
- (6) 議長の私事でないこと。

(表意者)

第3条 表意者は、議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に議長が必要と認めるときは、支出することができる。

(支出基準)

第4条 議長交際費の支出区分、支出内容及び基準額は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この訓令で定めのない事項は、議長が議会運営委員会に諮って決める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月16日議会訓令第1号）

この訓令は、平成27年10月16日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	基準額
1 懇談会費	民間の有識者や各種団体等との意見交換や情報収集を目的として開催される会合などの飲食に要する経費	参加者1人につき10,000円を限度
2 会費	各種団体等が行う懇親会等に出席する場合の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は10,000円を限度
3 祝金・祝品・記念品	各種総会、大会、記念式典、行事、受賞(章)祝賀会等に対する祝金・祝品・記念品	1件につき10,000円を限度。ただし、会費を徴する場合は贈呈しない。
4 見舞金	町政関係者(現職に限る。)の病気、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金	1件につき10,000円を限度
5 香典	葬儀等における香典、生花等に係る経費	付表による
6 贈答品	来客や訪問先等への贈答品	1件につき10,000円を限度
7 激励金	町からの助成又は補助がなく、町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費	1件につき10,000円を限度
8 協賛金	町からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	1件につき10,000円を限度
9 その他	議長が議会運営上特に必要と認めるもの	1件につき10,000円を限度

付表（別表 5 香典関係）

		生花	弔電	香料	
議員	本人死亡	議長	一対	一通	10,000 円
		副議長	一対	一通	10,000 円
		議員	一対	一通	10,000 円
	配偶者・実子死亡		一基	一通	10,000 円
	父母の死亡（生計を一にする *1）		一基	一通	10,000 円
元議員	本人死亡	一基	お悔み状		
町職員	本人死亡	理事者	一対	一通	10,000 円
		課長級		お悔み状	10,000 円
		議会事務局職員	一基	一通	10,000 円
	配偶者死亡	理事者	一基	一通	10,000 円
		議会事務局職員	一基	お悔み状	5,000 円
	父母死亡（生計を一にする *1）	理事者	一基	一通	10,000 円
議会事務局職員		一基	お悔み状	5,000 円	
元理事者	本人死亡	一基	一通	10,000 円	
広域圏市町村の議員・理事者	本人死亡		一通	10,000 円	
	配偶者死亡		一通	10,000 円	
	実父母死亡（生計を一にする *1）			10,000 円	
県内町議長	本人死亡		一通	10,000 円	
	配偶者死亡		一通	10,000 円	
	実父母死亡（生計を一にする *1）			10,000 円	
その他	国・県議会議員	本人	一対	一通	10,000 円
		家族（*1）	一基	お悔み状	
	元国・県議会議員		一基	お悔み状	
	町に対する多大な貢献者		※その都度議長が決定する		

*1 同居の親。非同居の場合は実親（婚姻又は養子縁組の場合は当該家方の親）重複の場合は、措置の大きい方を適用する。